

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消しを求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 安衛法第13条第1項では、「事業者は、(中略)医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない」とされている。労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)で定められた定期的な産業医の作業場等の巡視を実施する措置義務は事業者たる実施機関に課されているものであり、安衛則第15条において、産業医の作業場等の巡視の頻度について、「毎月1回以上(中略)少なくとも二月に1回」とされている。

本件の対象期間 ないし の初日から末日までの間に満三月(については満二月)が経過しているので、少なくとも二月に1回の頻度が履行されているならば、それぞれの対象期間ごとに少なくとも1件以上の巡視結果が分かる資料があつてしかるべきである。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大がある昨今、対馬振興局の事業場でのコロナウイルス感染症拡大防止の観点からも産業医の職場巡視は実施されてしかるべきであり、本件の対象期間に産業医の職場巡視を行っていないとすることは到底考えられない。現に令和3年7月30日に産業医による巡視が実施されており、対象期間も同様に巡視が行われているはずである。巡視が実施されていたならば、公文書は必ず作成されているはずである。

(3) 対象文書が存在しないとする本件処分及び公開しない理由の提示は安衛法に違反している状態であり、並びに公文書の作成及び記録の観点から不合理である。よって、本件処分を取り消し、さらに文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求める。そして、文書の探索、原因究明及び実態調査を求める。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 原処分を妥当とした理由

(1) 本件処分について

本件開示請求の内容は、対馬振興局の事業場について、 ないし の期間に

安衛法に基づいて対馬振興局で選任された産業医自身が作業場等の巡視を実施した日に関し、産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料である。

対馬振興局では、当該期間において産業医による作業場等の巡視を行っていないため、当該文書は作成しておらず、不開示決定（公文書不存在）とした。

(2) 審査請求の趣旨及び理由について

審査請求人は、産業医による作業場等の巡視が行われているはずであるから、ないし の期間中それぞれに文書が作成され存在するはずであり、よって、行政処分を取り消し、さらに文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求める旨主張する。

しかしながら、上述のとおり、当該期間において産業医による作業場等の巡視を行っていないため、当該文書は作成しておらず、請求内容の公文書は存在しない。

したがって、審査請求人の主張は当たらない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 本件文書の保有の有無について

(1) 産業医について

産業医については、安衛法第13条第1項及び労働安全衛生法施行令第5条により、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに医師のうちから産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならないとなっている。

産業医の職務としては、安衛則により、労働者の健康管理や作業環境の維持管理等を行うこととなっており、少なくとも毎月1回、一定の条件を満たす場合（産業医が事業者から毎月1回以上衛生管理者が行う巡視の結果の提供を受けている場合等）は少なくとも二月に1回、作業場等を巡視し、作業方法又は

衛生状態に有害のおそれがあるときは直ちに労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないとなっている。

(2) 当審査会において、実施機関に改めて確認したところ、 ないし の期間中、対馬振興局において産業医による職場巡視は実施していないとのことであった。安衛則上の対応については格別、本件文書が存在していないという実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は見受けられない。

したがって、実施機関がこれを不開示決定（公文書不存在）とした本件処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

結論は前記第1のとおりであるが、産業医の巡視に関して、実施機関においては、法令遵守の観点から相応の対応に努められるよう望むものである。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和4年4月8日	・実施機関から諮問書を受理
令和4年5月10日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和4年6月7日	・審査会（審査）
令和4年6月8日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩飽 昂志	弁護士	
朝長 真生子	司法書士	
藤野 美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長